

議案第23号	三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	地方税法に基づき同法施行令で定める国民健康保険税の基礎課税額等の限度額が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 国民健康保険税条例に定める賦課限度額は、地方税法により地方税法施行令に定める金額を上限として定めることとされている。</p> <p>平成22年3月31日付け地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の賦課限度額の上限について基礎課税額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額が12万円から13万円にそれぞれ引き上げられた。</p> <p>このため、現行の三田市国民健康保険税条例で規定している賦課限度額についても法令改正後の内容となるよう改正を行う。</p> <p>【関係法令】 地方税法第703条の4 第12項、第21項 地方税法施行令第56条の88の2 第1項、第2項</p> <p>【改正内容】 ●国民健康保険税の賦課限度額の変更（第2条、第21条関係）</p> <p>【現行】 基礎課税額 470,000円 後期高齢者支援金等課税額 120,000円</p> <p>【改正案】 基礎課税額 500,000円 後期高齢者支援金等課税額 130,000円</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【経過措置】 改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国保税について適用し、平成22年度までの国保税については、なお従前の例による。</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	